

外国映画上映使用料の取扱い

1 上映規定（3）（使用料規程第2章第3節映画2上映(3)）に基づき配給事業者にお支払いただく外国映画上映使用料の取扱い

(1) まず、上映規定（3）のとおり使用料（規定額）を算出します。

(2) 前記(1)で算出した規定額が下表（表1）の該当する区分の額以内であるときは、規定額がお支払いいただく使用料の額となります

【表1】 (税別)

区分	1	2	3	4	5	6
一般映画	187,500円	225,000円	250,000円	275,000円	312,500円	375,000円
R指定映画	137,500円	162,500円	175,000円	187,500円	225,000円	262,500円

(3) 前記(1)で算出した規定額が表1の該当する区分の額を上回るときは、規定額ではなく、表1の該当する区分の額がお支払いいただく使用料の額となります。

ただし、その外国映画の封切日より前に所定の申請書類のご提出がなかったときは、この取扱いの適用は受けられず、規定額をお支払いいただくこととなります。

2 上映規定（4）（使用料規程第2章第3節映画2上映(4)）に基づき全国興行生活衛生同業組合連合会との協議により定める外国映画上映使用料の取扱い

今般の全国興行生活衛生同業組合連合会との合意により、下表（表2）の該当する区分の額がお支払いいただく使用料の額となります。

【表2】 (税別)

区分	1	2	3	4	5	6
一般映画	150,000円	180,000円	200,000円	220,000円	250,000円	300,000円
R指定映画	110,000円	130,000円	140,000円	150,000円	180,000円	210,000円

(※) 表2の各区分の額は、表1の同じ区分の額を2割減額したものとなっています。

当協会は、映画の分野に限らず、全国組織の利用者団体が構成員の音楽著作物利用に関して利用許諾契約の締結を促進し、当協会の管理業務の効率化に資する場合には、一定の減額措置を講ずることとしています。

全国興行生活衛生同業組合連合会も傘下の劇場の窓口となって当協会と利用許諾契約を締結し、未申請や滞納の発生防止・解消に努め、当協会の管理業務の効率化に寄与していることから、減額措置を講ずることとしたものです。

(定義)

1 区分

表1及び表2の1から6までの区分については、算定対象となる映画が、当該映画の封切り時点において上映されるスクリーン数の合計により、次のとおりとします。

区分	封切り時点のスクリーン数の合計
1	10スクリーンまで
2	10スクリーンを超え30スクリーンまで
3	30スクリーンを超え100スクリーンまで
4	100スクリーンを超え300スクリーンまで
5	300スクリーンを超え500スクリーンまで
6	500スクリーンを超える場合

ただし、複数のスクリーンを有するサイトにおけるスクリーン数については、当該映画の字幕版又は吹替版のいずれか一方のみが上映される場合は1サイト「1スクリーン」、字幕版及び吹替版いずれも上映される場合は1サイト「1.5スクリーン」とみなすものとします。

2 一般映画

R指定映画以外の映画をいいます。

3 R指定映画

一般財団法人映画倫理機構の審査結果が、「18歳未満（15歳未満を含む。）閲覧禁止」となった映画をいいます。

(適用期間)

封切日が2018年11月1日から2021年3月31日までの映画に適用します。